

自己資本の構成に関する開示事項

株式会社三井住友銀行（単体）

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	平成27年 12月末	経過措置 による 不算入額	平成27年 9月末	経過措置 による 不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	6,296,291		6,122,595	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	4,031,192		4,031,192	
2	うち、利益剰余金の額	2,265,099		2,282,438	
1c	うち、自己株式の額（ ）	-		-	
26	うち、社外流出予定額（ ）	-		191,034	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	-		-	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	597,805	896,708	520,999	781,499
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）	6,894,097		6,643,595	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	58,048	87,073	56,933	85,400
8	うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外のものの額	58,048	87,073	56,933	85,400
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 32,556	△ 48,835	△ 37,108	△ 55,663
12	適格引当金不足額	31,199	46,799	34,940	52,410
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	20,201	30,302	18,998	28,498
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	前払年金費用の額	75,260	112,890	74,708	112,063
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	-
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-

19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額		-	-	-	-
19		うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
20		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
21		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額		-	-	-	-
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
24		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
25		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
27	その他Tier1資本不足額		-		-	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）		152,153		148,472	
普通株式等Tier1資本						
29	普通株式等Tier1資本の額（（イ）-（ロ））（ハ）		6,741,944		6,495,123	
その他Tier1資本に係る基礎項目						
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	300,000		300,000	
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額		861,743		861,546	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		△ 201		△ 202	
		うち、為替換算調整勘定の額	△ 201		△ 202	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額（二）		1,161,542		1,161,344	
その他Tier1資本に係る調整項目						
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額		-	-	-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		-	-	-	-
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		-	-	-	-

40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	30,504	45,756	63,692	95,538
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調達項目の額に算入されるものの額の合計額	53,701		54,703	
	うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	30,302		28,498	
	うち、適格引当金不足額の50%相当額	23,399		26,205	
42	Tier2資本不足額	-		-	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	84,206		118,395	
その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)	1,077,336		1,042,948	
Tier1資本					
45	Tier1資本の額 ((八) + (ヘ)) (ト)	7,819,280		7,538,072	
Tier2資本に係る基礎項目					
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	659,927		658,860	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-		-	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,322,405		1,412,068	
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	-		-	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	-		-	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-		-	
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	595,810		514,787	
	うち、その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	579,651		498,572	
	うち、土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	16,159		16,215	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	2,578,143		2,585,716	
Tier2資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	50,000	75,000	50,000	75,000

	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	23,399		26,205	
	うち、旧告示第十四条の算式における補完的項目又は控除項目に該当する部分の額	23,399		26,205	
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	73,399		76,205	
Tier2資本					
58	Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	2,504,744		2,509,511	
総自己資本					
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	10,324,024		10,047,583	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	189,290		237,169	
	うち、前払年金費用に係る額	24,426		24,247	
	うち、その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段に係る額	129,624		182,392	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	51,638,508		49,888,406	
自己資本比率					
61	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ))	13.05%		13.01%	
62	Tier1比率 ((ト) / (ヲ))	15.14%		15.10%	
63	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	19.99%		20.14%	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	486,719		482,426	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	646,200		651,340	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	-		-	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	2,075		2,190	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	279,679		270,899	

資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	866,150		866,150	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	1,412,068		1,412,068	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		16,282	